

直線軸位置決め精度の申告値について（お知らせ）

平成18年3月31日 経済産業省貿易経済協力局
安全保障貿易審査課

「輸出貿易管理令の運用について」（輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）1-1（7）「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中「位置決め精度の申告値」に関する取扱いについては、平成18年4月1日から以下のとおりとしますのでお知らせします。

1. “型式”の解釈

- (1) 申告値を用いる型式の工作機械は、各直線軸の位置決め精度に関係する設計仕様が同じで、且つ同じ方法で製造されるものでなければならない。
- (2) 型式コードが同じであっても、位置決め精度を向上させるオプション（直線上の位置を検出する位置検出器を有するフィードバック装置など）が付くもの、或いは位置決め精度を良くするために特別の製造方法を実施するものは、別の型式の工作機械として取り扱うものとする。

2. サンプル5台の選び方

- (1) 同じ型式の工作機械を最新の生産号機の中から無為に5台を選ぶ。
- (2) サンプル5台の選定について作為性等があると判断される場合には、他の生産号機の工作機械についても実測値の提出を求める場合がある。
- (3) 作為性が認められる場合等申告に不適切な点がある場合には当該型式に係る以後の申告は認めない他、厳格な措置を講ずる。

3. ISO230/2(1988)の申告値とISO230/2(1997)の申告値

両規格の申告値は同一サンプルを測定することによって決定し、同時に安全保障貿易審査課に提出するものとする。

なお、ISO230/2(1988)の申告値が輸出貿易管理令別表第1の2項に該当する場合には、ISO230/2(1997)の申告値の提出は不要とする。

4. 18ヶ月ごとの再確認

- (1) 再確認とは、前回の申告日から18ヶ月毎に最新の生産号機の中から無作為に5台を選んで新たに申告値を決定し、安全保障貿易審査課に提出することとする。再確認が行われない場合には、厳格な措置を講ずる。
- (2) 前回の申告以後18ヶ月間の生産台数が5台に満たない場合は、前回の申告値の決定に用いたサンプルのうちから製造番号が新しいものを再確認時の5台の中に入れても良い。

5. 申告値の提出

- (1) 申告値は、型式ごとに別紙1の様式に準じた書類（申告書）を作成して安全保障貿易審査課に2通提出する。
- (2) 申告者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む）とする。

6. 申告値の変更

- (1) 申告値を提出済みの型式について直線軸の位置決め精度に関係する設計変更、製造方法の変更を実施したときは、変更後のサンプルによって新たに申告値を決定し安全保障貿易審査課へ提出する。
- (2) 申告値の利用を取り止める場合は、その旨安全保障貿易審査課へ届け出るものとする。

7. 申告値の有効期日等

- (1) 申告値が有効となる日は、安全保障貿易審査課が5の申告書を受理した日からとする。
- (2) 申告値が輸出令別表第1の2項及び6項に該当する場合であって、次の事項の全てに該当するときは、当該申告書が受理された日以前に製造された工作機械（以下「受理前工作機械」という。）に当該申告値を利用することができるものとする。

○受理前工作機械の型式が申告書の型式と同一であること。

○受理前工作機械の各直線軸の位置決め精度に

関する設計仕様が申告書の工作機械と同一であること。

○受理前工作機械の各直線軸の位置決め精度に関する製造方法が申告書の工作機械と同一であること。

○製造者出荷後に、各直線軸の位置決め精度に関する設計仕様（案内面、送りねじ、フィードバック装置）を変更する改造が行われていないこと。

8. 一覧表の提出

安全保障貿易審査課に申告値を提出するとき又は取り止めを届け出るとき、申告値を用いる全ての型式の一覧表を別紙2の例に従って作成／更新し、別紙1に併せて提出するものとする。